

北信総合病院 疑義照会簡素化プロトコル

JA 長野厚生連北信総合病院

【目的】

処方せんに伴う軽微な処方オーダーミスは一定の割合で発生します。その場合に薬剤師による疑義照会が行われますが、形式的な疑義照会も少なくありません。また、一般名処方の推進により、患者と保険薬局間で銘柄が決定されますが、処方医に確認を要するケースもあり、処方医と保険薬局の双方にとって負担となっています。そこで、処方医、外来看護師・クラークの疑義照会応需業務の負担軽減と保険薬局における疑義照会中の患者の待ち時間短縮を目的に、本プロトコルを作成しました。

【法的根拠】

1) 薬剤師法

第 23 条 (処方せんによる調剤)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

第 24 条 (処方せんの中の疑義)

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

2) 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」

(医政発 0430 第 1 号, 2010 年 4 月 30 日, 以下 p2 より抜粋)

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

- ① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

3) 「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」

(医政発 0930 第 16 号, 2021 年 9 月 30 日, 以下 p6 より抜粋)

③ 事前に取り決めたプロトコルに沿って処方された薬剤の投与量の変更等

薬剤師が、医師・薬剤師等により事前に取り決めたプロトコルに基づき、薬物療法を受

けている患者に対する薬学的管理（相互作用や重複投与、配合変化、配合禁忌等に関する確認、薬剤の効果・副作用等に関する状況把握、服薬指導等）を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて、服薬方法の変更（粉砕、一包化、一包化からの除外等）や薬剤の規格等の変更（内服薬の剤形変更、内服薬の規格変更及び外用薬の規格変更等）を行うことは可能である。こうした変更を行った場合、医師、看護師等と十分な情報共有を行う必要がある。

4) 本プロトコルについて

本プロトコルは、前述の薬剤師法および医政局長通知に基づき、運用を行います。

本プロトコルにおいて、下記に示す疑義照会不要例に該当する場合は、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がみなされたとして、個別の処方医への疑義照会を不要とします。ただし、以下の点には十分ご注意ください。

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に医師の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・麻薬・抗悪性腫瘍剤は本プロトコルの適用としない。

【疑義照会不要例について】

1) 同一成分の銘柄変更

- ・先発品間の変更も可能とします。(例: グラクティブ錠 50mg ⇔ ジャヌビア錠 50mg)
 - ・必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更して下さい。
- ⇒「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書は不要です。

2) 同一成分の規格変更・配合剤への変更

医薬品の安定性、患者の利便性の向上のための変更に限ります。

例：5mg 1回2錠 → 10mg 1回1錠

20mg 1回0.5錠→10mg 1回1錠

- ・必ず患者さんに説明（服用方法、安定性、価格、錠剤の大きさ等）した後に、同意を得て変更して下さい。
- ⇒「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書は不要です。

※ 配合剤の変更は、疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書で当院に対して情報提供を行ってください。

3) 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤形への変更を含む）

例：【般】シロドシン OD 錠 4mg →シロドシン OD 錠 4mg「○○」

→シロドシン錠 4mg 「〇〇」

→ユリーフ錠 4mg

・一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更可能とします（先発品、後発品を問いません）

(ア) 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤（1回分包装の場合）、フィルム剤（口腔内崩壊錠）

(イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

(ウ) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

・必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更して下さい。

⇒「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書は不要です。

4) 一包化

・「患者希望」あるいは「服薬アドヒアランス不良で一包化による向上が期待できる」場合は、一包化調剤を可能とします。

・必ず患者さんに服用方法と患者負担について説明後、同意を得て調剤して下さい。

・一包化した時の安定性データに留意してください。

⇒疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書で当院に対して情報提供を行ってください。

5) 「週1回服用」、「月1回服用」、「1日おきに服用」等の指示のある薬剤

・「1日おきに服用」や「月・水・金」などと指示された処方で、連日投与の他の薬剤と同一日数で処方されている場合など間違いが明確な場合に日数変更を可能とします。

例：（他の処方が14日分処方の時）

アレンドロン酸錠 35mg 1錠分 1起床時 14日分 → 2日分

例：（他の処方が30日分処方の時）

バクタ配合錠 1錠分 1朝食後 1日おきに服用 30日分 → 15日分

⇒疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書で当院に対して情報提供を行ってください。

6) 用法

・薬事承認されている以外の適応外用法が処方せんに記載されている場合で、処方医の処方意図を容易に薬剤師が理解でき、明らかに薬学上の合理性があると判断できる下記は用法の変更を可能とします。

・α-グルコシダーゼ阻害薬（ボグリボースなど） 食後→食直前

- ・グリニド薬（ミチグリニドなど）食後→食直前
- ・ビスホスホネート製剤（アレンドロン酸など）食後→起床時

⇒疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書で当院に対して情報提供を行ってください。

7) 残薬調整のための処方日数の短縮

薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数（回数）を調整（短縮）して調剤することを可能とします。

例：バイアスピリン錠 100mg 30 日分→27 日分（3 日分残薬があるため）

センノシド錠 12mg 1 回 2 錠 便秘時 10 回分 →5 回分（5 回分の残薬があるため）

- ・定期的な服用にも関わらず残薬がある場合や自己調整指示のある薬剤に限ります。
- ・服用を自己中断している場合や服用忘れが診療上重要な場合は対象外とします。直接、処方医に疑義照会を行って下さい。

⇒疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書で当院に対して情報提供を行ってください。

8) 吸入薬指導の指示

薬学的に吸入指導が必要と判断した患者さんに吸入指導を行った場合は、処方医の包括的合意のもと、吸入薬指導加算を算定することを可能とします。その際は吸入薬チェックリスト（当院ホームページ参照）と共に、疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書で当院に対して情報提供を行ってください。

ただし、患者が吸入困難な吸入薬が処方されて、すぐに他剤への変更が必要と判断した場合は、直接、処方医に疑義照会を行ってください。

【疑義照会簡素化プロトコルの適用範囲】

- ・本プロトコルは、当院で発行される院外処方せん、院内処方せん（外来および入院）において適用される。
- ・院外処方せんに関する本プロトコルの適応範囲は、当院と「疑義照会簡素化プロトコルの合意書」を締結した保険薬局とする。

※合意の締結は、当院薬剤部による説明会に参加した保険薬局のみ可能とする。

【本プロトコルにおける役割について】

1) 保険薬局薬剤師

- ・前述の疑義照会不要例について疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書が必要な場合は、当院薬剤部に FAX で連絡をください。
- ・本プロトコルにより疑義照会を省略した場合は、本プロトコルの運用により疑義照会を

省略したこと、および処方医に対してフィードバックを行ったことを記録してください。

2) 病院薬剤師

- ・保険薬局からの疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書を確認し、重要性の高い情報は医師に直接連絡を行い、必要に応じて処方修正と、テンプレートを利用してカルテ記載を行ってください。

- ・院内処方においても前述の疑義照会不要例については疑義照会を省略できますが、その場合は処方医に対してフィードバックを行い、カルテ内に記録してください。

3) 医師の業務について

- ・薬剤師からの疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書やカルテ記載、処方修正記録などを確認してください。

【保険薬局から当院への問い合わせ先】

- ・処方内容に関すること（疑義照会必要時も含む）

当院代表（0269-22-2151）⇒各診療科窓口（業務時間外は、薬剤部調剤室）

- ・処方せん料等医療費の変更・保険関係について

当院代表（0269-22-2151）⇒医事課

- ・本プロトコルに関する問い合わせ窓口・疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書の送付先

薬剤部医薬品情報管理室（DI 室） FAX : 0269-23-2792